

五泉市農業委員会

令和3年 第2回 定例総会議事録

会議開催 令和3年 2月26日(金) 午後 2時00分
場 所 村松公民館 4階 講堂

出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	6番 今井 聡
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘(欠席)	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

司 会 それでは、総会開会前にお知らせです。本日、鈴木局長が市議会に出席のため総会は欠席となります。私(五十嵐次長)が代わりに進行させていただきます。

 定刻前ではございますが皆さんお揃いですので、只今から、令和3年第2回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和3年 第2回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号9番 亀山公子(ともこ) 委員、10番 権平孝男 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

 調査班の班長1番 渡辺清滋 委員から報告してもらいます。

調査班長(渡辺清滋 委員)

 はい議長。議席番号1番、現地調査班 渡辺です。優良農地の保全と確保、無断転用の防止として2月の農地パトロールを実施しました。

 本日9時30分から私ほか、瀧澤 推進委員、弦巻 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では、伊勢の川、丸田、一本杉、赤海、川瀬、笹堀、柄沢、村松地区では、中名沢、長橋、村松字茨塚、木越荒屋、上木越 等を見て参りましたが、違反転用等の

状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
5 ページに記載のとおり、議案番号8番は関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

それでは、議案番号8番について事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい議長。説明をいたします。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
5 ページをご覧ください。番号8番は、贈与での所有権移転の案件となります。
田14筆、6,035㎡、畑5筆、1,719㎡、合計面積7,754㎡を親子間で贈与するものです。譲渡人は、84歳と高齢でこの際息子さんに経営をまかせるものです。
17ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと考えられます。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)
はい議長。説明いたします。
番号8番は川瀬および長橋地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号8番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号8番は、原案のとおり決定されました。

関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

続きまして、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号8番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいたものと合わせ、総数10件のうち売買が4件、贈与が4件、賃貸借が1件、使用貸借が1件となります。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の新規就農に伴うもので、田3筆、1,996㎡、畑2筆2,113㎡、合計面積4,109㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

譲受人は1月14日開催の、農業経営後継対策委員会の新規参入審査会において適当と判断されました。

また、2月13日開催の役員会において農業後継者対策委員長より新規農業参入への審査結果が報告され、役員会においても新規農業参入は適当と決定されているものです。

なお、番号1番と次にご説明する番号9番と合わせて新規就農に必要な下限面積である、50アールの農地を確保しております。

10ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、8ページをご覧ください。番号9番は、いまほどご説明した番号1番

と同一人物の案件で、賃貸借の案件となります。

田 3 筆、1,030 m²を議案書記載の金額で賃貸借するものです。

18 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

阿部係長 続きまして、3 ページをご覧ください。番号 2 番は、売買での所有権移転の案件となります。譲受人の耕作の便を図るため、田 1 筆、36 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして 4 ページをご覧ください。番号 3 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、1,606 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 4 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の耕作の便を図るため、田 1 筆、843 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 5 番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲受人の耕作の便をはかるため、田 1 筆、39 m²を無償で所有権移転するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 6 番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲渡人が後継者である息子さんへ贈与するもので、田 5 筆、2,865 m²を無償で所有権移転するものです。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして 5 ページをご覧ください。番号 7 番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲渡人が娘さんへ贈与するもので、田 2 筆、2,042 m²を無償で所有権移転するものです。

16 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして 9 ページをご覧ください。番号 10 番は、使用貸借の案件となります。

譲渡人の農業者年金受給のため、田 1 筆、981 m²を使用貸借するものです。

19 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 　（渡辺清滋 委員）

　　はい議長。説明いたします。

　　番号1番と番号9番は上木越および木越荒屋の田および畑で、番号2番は中名沢地内の田、番号3番は村松字茨塚地内の田、番号4番は長橋地内の田、番号5番は丸田地内の田、番号6番は赤海地内の田、番号7番は一本杉地内の田、番号10番は一本杉地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
　　ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡邊みのり 委員 　　はい。

議 長 　　はい、渡邊委員。

渡邊みのり 委員

　　12番、渡邊です。1番と9番の譲受人は新規参入ということですが、何をなさりたくて参入なさったのでしょうか。農業経営の。

田中所長 　　はい。

議 長 　　はい、田中所長。

田中所長 　　ただいまのご質問ですが、1月におきまして農業経営後継対策委員会が開催されまして、農林課からも審査会に参加していただいております。

　　今回の新規参入の方は今まで農業の経験がないということで、叔父さんが今まで農業経営をされていましたが高齢で後継者がいなくて、甥っ子さんが叔父さんの農地を引き受けて参入すると。それで農業機械等の全てを借りて農業をやっていくということです。

　　また譲受人のお母さんが介護施設の運営をされておりますので、そちらの方へ野菜等を叔父さんが納めておりましたが、それも引き継いでいくということで、これから農業に積極的に参加していくということでもあります。

議 長 　　渡邊委員、大丈夫でしょうか。

渡邊みのり 委員 　　はい。

議長 ほかにありますか。
無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号8番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号8番を除く案件は、原案のとおり決定されました。
続いて、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地転用事業計画変更承認申請は、総数1件であります。
23ページをご覧ください。番号1番は砂利採取として令和元年9月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。
30ページの審査表をご覧ください。前回と計画の内容そのものに変更はなく、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。
「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買1件、賃貸借1件であります。

33ページをご覧ください。番号1番は田2筆、合計面積245㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

39ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)ーbー(c)」であります。

申請地は伊勢の川地内の都市計画用途地域内で、第3種農地に該当するため、個人住宅建築敷地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

33ページに戻っていただき、番号2番は、田2筆、合計面積3,257㎡を砂利採取用地とする一時転用案件で、賃貸借となります。

45ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)ーc」であります。

申請地は柄沢地内の農用地ですが、周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は伊勢の川地内の休耕畑で、番号2番は柄沢地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがあります。

49 ページに記載のとおり、議案番号1番は関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

49 ページをご覧ください。令和3年2月12日(金)に、あっせん審査委員会が開催され、番号1番の内容について審議されました。

あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積374.3㎡を議案書記載の金額で所有権移転するものです。番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

この所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

続いて「通常案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

はじめに、60 ページに記載の議案番号 8 番と、65 ページの番号 15 番は関係 委員が関係しますので、関係委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

60 ページをご覧ください。番号 8 番は新規の利用権設定の案件です。

番号 8 番は、合計面積 2,303 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、65 ページをご覧ください。番号 15 番は利用権の再設定案件です。

番号 15 番は、合計面積 1,384 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 8 番、15 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 8 番、15 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、66 ページに記載の議案番号 16 番と、71 ページの番号 17 番は関係 委員が関係しますので、退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

66 ページからをご覧ください。番号 16 番、17 番は利用権の再設定案件です。
番号 16 番は、合計面積 19,150 m²、番号 17 番は、合計面積 6,901 m²、それぞれを議案書記載の依数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 16 番、17 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 16 番、17 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、117 ページに記載の議案番号 69 番は、関係 委員が関係しますので、退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

117、118 ページをご覧ください。番号 69 番は利用権の再設定案件です。

合計面積 1,788 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 69 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 69 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 8 番、15 番、16 番、17 番、69 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

50 ページからをご覧ください。番号 8 番を除く、番号 1 番から 14 番は、新規の利

用権設定案件です。

番号1番は、合計面積9,069㎡、番号2番は、合計面積1,730㎡、番号3番は、合計面積16,895㎡、番号4番は、合計面積2,585㎡、番号5番は、合計面積1,414㎡、番号6番は、合計面積19,860㎡、番号7番は、合計面積6,168㎡、番号9番は、合計面積4,864㎡、番号10番は、合計面積2,042㎡、番号11番は、合計面積4,696㎡、番号12番は、面積882㎡、番号13番は、合計面積5,695㎡、番号14番は、合計面積4,090㎡、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号15番、16番、17番、69番を除く、番号18番から76番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、124ページをご覧ください。番号77番は、新規の利用権設定の案件です。番号77番は、面積1,388㎡を使用貸借するものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

高橋甚一 委員 はい。

議長 はい。高橋委員。

高橋甚一 委員

議席番号5番、高橋です。

番号1番の譲渡人のところで、外1名と書いてありますが、どちら様でしょうか。

議長 藤田主査。

藤田主査 お答えします。譲渡人の外1名、共有名義となっておりますが、紛らわしい表現となっておりますが、登記簿上はきちんと連名になっておりまして、お一人が所有者Aさん、持ち分が2分の1、共有されている方が所有者Bさん、同じく2分の1となっております。議案書では税務課の表示と合わせていますので、外1名という表示となっております。

お二人のうちお一人が代表という形で、もう1人の方からは契約同意をいただいております。

高橋甚一 委員

共有名義。一つの田んぼに対して2人いるということですか。それはアリなんですか。

藤田主査　　そうですね、筆、田んぼについて半分ずつ権利を持っていらっしゃるということで
す。

高橋甚一 委員

わかりました。

議 長　　ほかにありませんか。無ければ、採決を行います。
「通常案件」の番号 8 番、15 番、16 番、17 番、69 番を除く案件について原案のと
おり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長　　挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 8 番、15 番、16 番、17 番、69 番を除
く案件は、原案のとおり決定されました。
続いて「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議 長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明いたします。
125、126 ページをご覧ください。今回は、1 件の申し出がございました。
番号 1 番は、農地中間管理機構への農地貸借の案件となります。番号 1 番は、面積
926 m²を議案書記載の金額で貸し借りするものです。
今回は、総数田 926.00 m²・畑 0,00 m²・計 926.00 m²を議案書記載の金額で農地中間
管理機構へ貸借します。
これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中
間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであり
ます。事務規定の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長　　無ければ、採決を行います。
「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお

願います。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。「報告第 1 号 令和 3 年度農作業労務参考標準賃金について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長

それでは、私の方から「令和 3 年度農作業労務参考標準賃金について」ご説明いたします。

議案書の 129 ページをご覧ください。2 月 12 日の役員会で検討したところ、昨年 10 月に新潟県の最低賃金額が 1 円増加したものの、米の価格等の収入面に大きな上昇がないことや、近隣の市区町村の状況などから、特に金額面の変更はありませんでした。

ただし、県内の市町村の賃金表を確認したところ、整理地と未整理地、あるいは標準区画と 20a 以上の大規模区画のほ場などを区分して単価を記載している市町村が増えてきていることから、下段の注意書きの部分に、10a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では 1 割程度の割増、大型ほ場では 1 割程度の割引減額などその他のことについては、当事者間の協議で決定してください。とありますので、ご承知おきください。

説明は、以上になります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 これについては、いま説明がありましたように役員会で十分協議をさせていただきました。不整形地、例えば三角田とか飛び田みたいなところは労力がかかるということで、検討させていただきました。

あくまでも当事者間の協議で決定してくださいということですので、お願いしたいと思います。

ほかにありませんか。無いようでしたら、続きまして、「報告第 2 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長報告いたします。

133 ページからをご覧ください。第 1 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号 1 番は、合計面積 15,191 m²、番号 2 番は、合計面積 2,688 m²、それぞれが議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 3 年第 2 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 47 分 閉会)